

令和3年度愛知県医療機関等燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 燃油価格の高騰の影響を受けながらも安定的な医療サービスの提供を継続している医療機関等を支援するため、「令和3年度愛知県医療機関等燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）」を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 次に掲げる各号のいずれにも該当する場合、支援金の交付を受けることができる。

- (1) 愛知県内に所在する別表に掲げる医療機関等（国、都道府県又は市町村が運営するものを除く。）を運営する個人又は法人の理事長等代表者（以下「事業者」という。）であること。
- (2) 令和3年12月1日時点において、事業者が燃料費を負担する自動車を使用した透析患者の通院送迎、医師による患者の居宅への訪問診療又は歯科医師による訪問歯科診療等を実施していること。

(支援金の交付額及び交付に係る要件)

第3条 支援金の交付額及び交付に係る要件は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者は、令和3年度愛知県医療機関等燃油価格高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式第1。以下「申請書」という。）を、別表中「1 交付の対象」に掲げる透析患者通院送迎、訪問診療、訪問歯科診療及びその他の区分ごとに知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。

(交付の決定等)

第5条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

- 2 交付の決定及びその通知は支援金を交付すべきものと認めた事業者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を事業者からの請求書とみなす。
- 3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、令和3年度愛知県医療機関等燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第2）により支援金の交付の申請を行った事業者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第6条 知事は、支援金の交付をした場合において、事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(実績報告)

第7条 愛知県補助金等交付規則第13条に定める実績報告は、第4条に定める申請書をもって代えるものとする。

(調査)

第8条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業者は前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月12日から施行する。

別表

1 交付の対象	<p><透析患者通院送迎区分> 令和3年4月1日から令和3年11月30日までにおいて、事業者が燃料費を負担する自動車で行っている透析患者の通院送迎を行っている透析医療機関であって、令和3年12月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「人工腎臓」の届出がされている医療機関</p> <p><訪問診療区分> 令和3年4月1日から令和3年11月30日までにおいて、事業者が燃料費を負担する自動車で行った訪問診療を行い、かつ同期間において介護報酬を請求した実績がない医療機関であって、令和3年12月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」又は「在医総管」のいずれかの届出がされている医療機関</p> <p><訪問歯科診療区分> 令和3年4月1日から令和3年11月30日までにおいて、事業者が燃料費を負担する自動車で行った訪問歯科診療を行い、かつ同期間において介護報酬を請求した実績がない医療機関であって、令和3年12月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「歯援診」の届出がされている医療機関</p> <p><その他区分> 上記3区分に入らず、知事が別途認めるもの</p>
2 支援金の交付額	<透析患者通院送迎区分>

	<p>自動車1台当たり 30,000円 <訪問診療、訪問歯科診療及びその他区分> 自動車1台当たり 6,000円</p>
<p>3 交付の要件</p>	<p>「1 交付の対象」中、 <透析患者通院送迎区分> (1) 申請する車両は、透析患者の通院送迎の専用車両として使用している車両であること（但し、私用車両は対象外） (2) 事業者が燃料費を負担している車両であること (3) 本年度において、燃油価格高騰の影響に対する支援を目的とした他の補助金等の交付を受けていないこと</p> <p><訪問診療区分> (1) 申請する車両は、訪問診療の専用車両として使用している車両であること。但し、医師1人当たり（常勤換算人数。小数点以下切り上げ。）1台までを上限とする。（なお私用車両を訪問診療に使用している場合も対象としてよい。） (2) 事業者が燃料費を負担している車両であること (3) 本年度において、燃油価格高騰の影響に対する支援を目的とした他の補助金等の交付を受けていないこと</p> <p><訪問歯科診療区分> (1) 申請する車両は、訪問歯科診療の専用車両として使用している車両であること。但し、歯科医師1人当たり（常勤換算人数。小数点以下切り上げ。）1台までを上限とする。（なお私用車両を訪問歯科診療に使用している場合も対象としてよい。） (2) 事業者が燃料費を負担している車両であること (3) 本年度において、燃油価格高騰の影響に対する支援を目的とした他の補助金等の交付を受けていないこと</p> <p><その他区分> 知事が別途認めるもの</p>